



報道関係者各位

令和6年12月26日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課長 喜多 一之

課長補佐 山下 正幸

地方障害者雇用担当官 堤 智恵

電話番号 088-611-5387

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

徳島労働局（局長：竹中郁子）では、このほど、徳島県内の民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.5%）※（ ）内は前年の数値

○実雇用率、障害者雇用者数ともに過去最高を更新。

・実雇用率は2.42%(2.40%)、対前年比0.02ポイント上昇

・雇用障害者数は2141.5人(2099.5人)、対前年比2.0%増加

○法定雇用率達成企業の割合は57.6%、対前年比5.8ポイント下降

＜公的機関＞（同2.8%、教育委員会は2.7%）※（ ）内は前年の数値

○県の機関は、実雇用率及び雇用障害者数ともに前年を下回った。

○市町村の機関は、実雇用率及び雇用障害者数ともに前年を上回った。

○県等の教育委員会は、実雇用率及び雇用障害者数ともに前年を上回った。

・県：実雇用率 2.84%(2.94%)、雇用障害者数 134.5人(138.5人)

・市町村：実雇用率 2.56%(2.42%)、雇用障害者数 257.0人(240.5人)

・教育委員会：実雇用率 2.62%(2.59%)、雇用障害者数 150.5人(149.5人)

＜独立行政法人＞（同2.8%）※（ ）内は前年の数値

○実雇用率及び雇用障害者数ともに前年を上回った。

・独立行政法人：実雇用率 3.02%(2.81%)、雇用障害者数 90.0人(84.0人)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は 2141.5人で、前年より42.0人増加（対前年比2.0%増）した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は 1,128.0人（対前年比0.7%減）、知的障害者は622.5人（同3.1%増）、精神障害者は391.0人（同8.9%増）となり、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.42%で、前年の2.40%より0.02ポイント上昇した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は57.6%で、前年の63.4%より5.8ポイント下降した。

○ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で442.0人（前年は471.0人）、100～300人未満で696.5人（同691.5人）、300～500人未満で256.5人（同300.5人）、500～1,000人未満で174.5人（同104.0人）、1,000人以上で572.0人（同532.5人）となった。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満規模企業で2.28%（前年は2.28%）、100～300人未満で2.60%（同2.50%）、300～500人未満で2.47%（同2.57%）、500～1,000人未満で2.26%（同2.33%）、1,000人以上で2.35%（同2.31%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.42%と比較すると、100～300人未満、300～500人未満が実雇用率以上となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模企業で55.6%（前年は59.7%）、100～300人未満で64.7%（同69.5%）、300～500人未満で50.0%（同67.7%）、500～1,000人未満で35.7%（同66.7%）、1,000人以上で40.0%（同55.6%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」、「サービス業」で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（2.81%）、「製造業」（2.59%）が法定雇用率を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は238社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、68.9%となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は139社で、未達成企業に占める割合は、58.4%と過半数を占めている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県 の 機 関（法定雇用率2.8%）

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は134.5人、実雇用率は2.84%と前年に比べ0.10ポイント減少した。4機関中3機関が達成した。

(2) 市 町 村 の 機 関（法定雇用率2.8%）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は257.0人、実雇用率は2.56%と前年に比べ0.14ポイント上昇した。31機関中21機関が達成した。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は150.5人、実雇用率は2.62%と前年に比べ0.03ポイント上昇した。2機関中2機関が未達成となった。

(4) 独 立 行 政 法 人（法定雇用率2.8%）

- ・ 国立大学法人、地方独立行政法人に在職している障害者の数は90.0人、実雇用率は3.02%と前年に比べ0.21ポイント上昇した。3機関中2機関が達成した。

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	88,618.0 人	2,141.5 人	2.42 %	323 / 561	57.6 %
	(87,509.5 人)	(2,099.5 人)	(2.40 %)	341 / 538	63.4 %

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,737.0 人	134.5 人	2.84 %	3 / 4	75.0 %
	(4,718.0 人)	(138.5 人)	(2.94 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
知事部局	3,508.5 人	100.5 人	2.86 %	1 / 1	100.0 %
	(3,511.0 人)	(105.5 人)	(3.00 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の 県機関	1,228.5 人	34.0 人	2.77 %	2 / 3	66.7 %
	(1,207.0 人)	(33.0 人)	(2.73 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	10,027.0 人	257.0 人	2.56 %	21 / 31	67.7 %
	(9,950.5 人)	(240.5 人)	(2.42 %)	(22 / 31)	(71.0 %)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,741.0 人	150.5 人	2.62 %	0 / 2	0.0 %
	(5,781.0 人)	(149.5 人)	(2.59 %)	(1 / 2)	(50.0 %)
徳島県 教育委員会	5,157.0 人	136.5 人	2.65 %	0 / 1	0.0 %
	(5,173.0 人)	(138.5 人)	(2.68 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
市町村 教育委員会	584.0 人	14.0 人	2.40 %	0 / 1	0.0 %
	(608.0 人)	(11.0 人)	(1.81 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

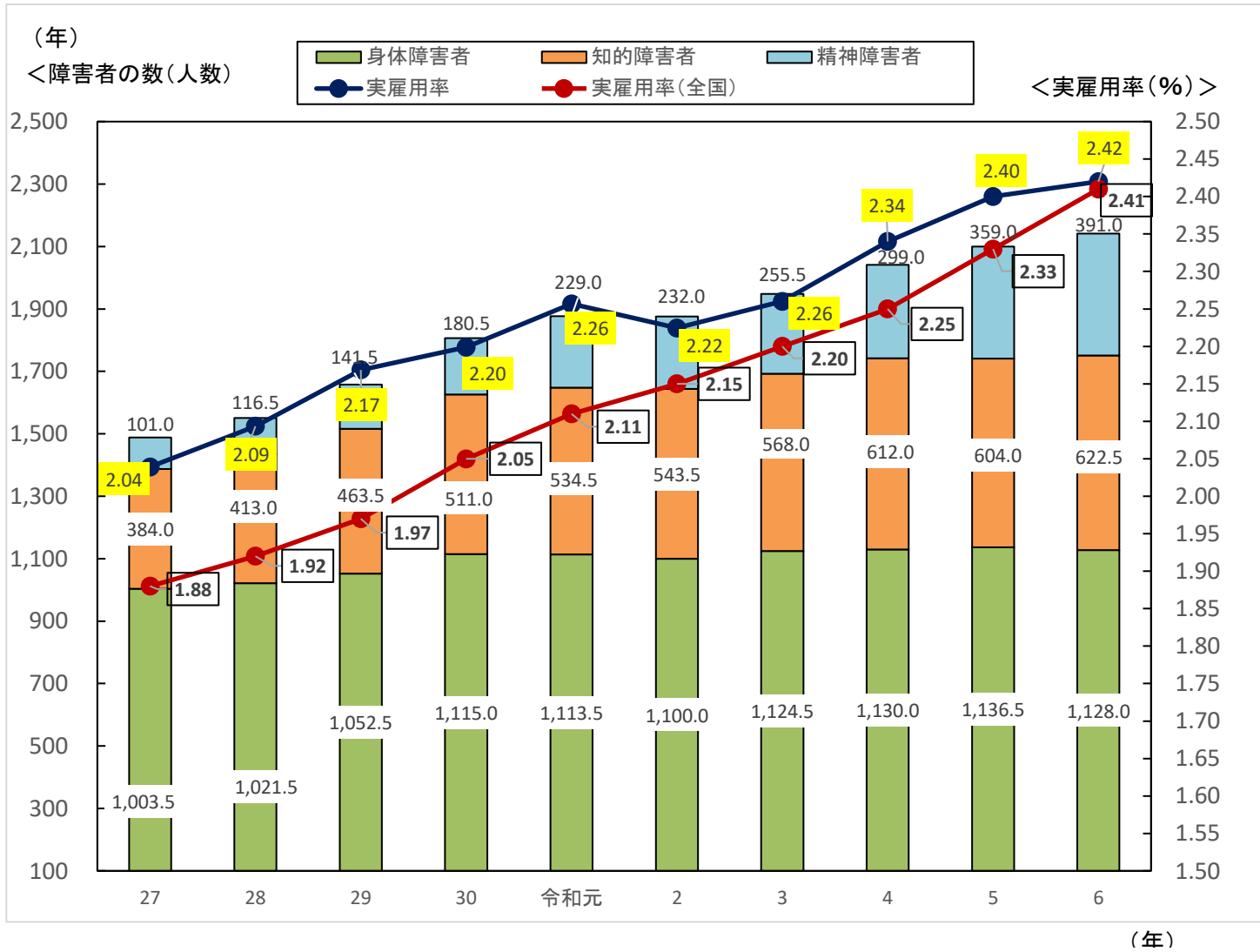
(4) 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	2,985.0 人	90.0 人	3.02 %	2 / 3	66.7 %
	(2,988.5 人)	(84.0 人)	(2.81 %)	(2 / 3)	(66.7 %)

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>

(2.0%)

(2.2%)

(2.3%)

(2.5%)

注1：雇用義務のある企業（平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成23年～令和5年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

- 令和6年以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875 /	117,239
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088 /	4,218
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578 /	1,121
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605 /	1,093
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851 /	1,724
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521 /	886
山形	2.37	0.06	52.7	△4.5	550 /	1,044
福島	2.41	0.12	54.8	△1.9	901 /	1,645
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840 /	1,842
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815 /	1,509
群馬	2.35	0.07	53.2	△2.9	1,003 /	1,887
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844 /	4,053
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490 /	3,150
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626 /	24,995
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409 /	5,512
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204 /	2,182
富山	2.36	0.04	49.4	△6.2	575 /	1,165
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666 /	1,266
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476 /	839
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.4	405 /	705
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050 /	1,918
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950 /	1,794
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765 /	3,433
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459 /	7,434
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.3	822 /	1,426
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.1	560 /	1,036
京都	2.43	0.06	48.7	△5.0	1,059 /	2,175
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.4	3,982 /	9,543
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893 /	3,948
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454 /	750
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413 /	700
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316 /	517
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443 /	668
岡山	2.58	0.00	50.8	△5.2	872 /	1,718
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295 /	2,636
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562 /	1,034
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323 /	561
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535 /	970
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594 /	1,183
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338 /	607
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120 /	4,463
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446 /	712
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.8	652 /	1,135
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779 /	1,466
大分	2.77	0.05	60.8	△4.3	598 /	984
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596 /	939
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826 /	1,444
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.2	726 /	1,209

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.5%
 - （40.0人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2.8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
- （36.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
- （37.5人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

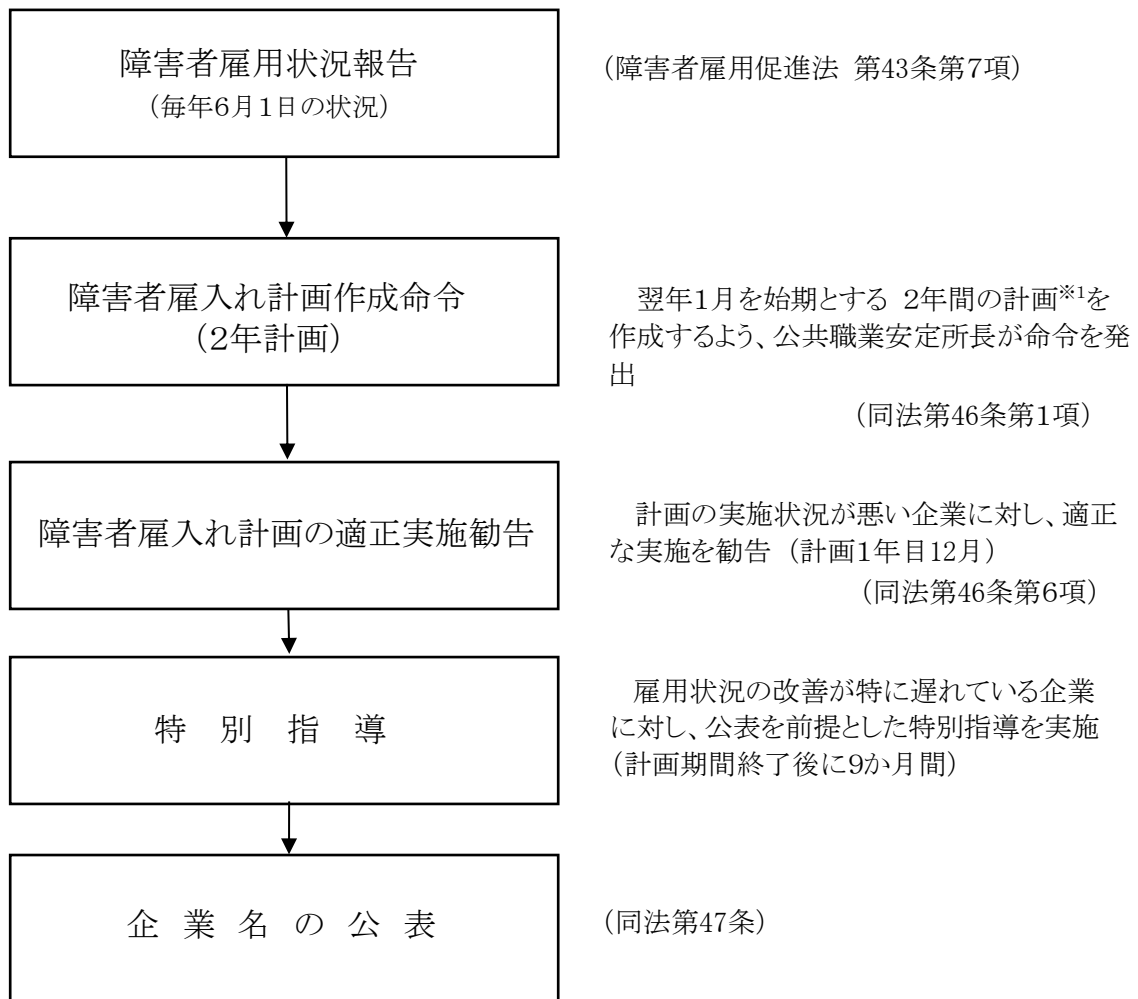
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績] (※2) (※3)

- 令和5年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 219社 (2社)
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 63社 (0社)
 - *「特別指導」の実施 33社 (0社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業(令和5年度) 502社 (2社)
- 企業名の公表

平成18年度2社、19年度1社(再公表)、20年度4社、21年度7社(うち1社は再公表)、22年度6社(うち2社は再公表)、23年度3社(うち1社は再公表)、24年度0社、25年度0社、26年度8社、27年度0社、28年度2社、29年度0社、30年度0社、令和元年度0社、2年度1社、3年度6社、4年度5社(うち3社は再公表)5年度1社(再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

※3 「令和5年度の実績」及び「障害者雇入れ計画を実施中の企業(5年度)」における()内の数値は徳島局管内の実績であり、「企業名の公表」については徳島局管内における指導実績はない。